



事業者の皆さんへ



火災予防分野における手続の電子申請の運用を始めました。

◇ 運用開始日

令和5年4月3日

◇ 申請可能な手続

対象の手続は消防法令に基づく3様式になります。(令和5年4月3日時点)

- ①防火・防災管理者選任(解任)届出書
- ②消防計画作成(変更)届出書
- ③消防訓練実施届出書

◇ 電子申請の方法

マイナポータル・ぴったりサービスを使用し、パソコンやスマートフォンで申請を行います。



市町村を「竹田市」



カテゴリは「救急・消防」を選択、検索☞

◇ 電子申請のメリット

- (1) 24時間365日いつでも申請が可能です。
- (2) パソコン・スマートフォン・タブレットから、どこでも申請が可能です。
- (3) リストからの選択や必要項目へのチェックなど、簡単に申請が可能です。また、申請情報を保存すると、次回の申請時にその情報を利用できます。
- (4) 申請のための消防署への移動時間等の短縮につながります。
※引き続き消防本部・署での届出、手続もご利用いただけます。

◇ 今後の取組について

今回の電子申請の運用により、手続のために来庁する必要がなくなることにより、大幅な時間短縮と利便性の向上が図られます。

今後も火災予防分野のデジタル化を推進し、申請可能な手続の拡大に取り組み、市民や事業者の皆様の利便性向上を目指していきます。

お問い合わせ先
竹田市消防本部 警防課予防係
TEL 0974-63-0119